

## 告示

### 埼玉県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 駐車場でブレーキとアクセルを踏み間違えての事故が多いことから、歩行者がいる場所（構内通路及び公道）に車両が逸脱しないよう、ガードレールや縁石で十分に防護してください。

(2) 県道二百六十六号は狭いので、自転車来店者には、極力、東武東上線の側道（市道）等を利用するよう案内してください。

(3) 帰宅困難者は、県道二百六十六号や東武東上線の側道（市道）を通行することが予想されるので、「災害時帰宅支援ステーション」としての準備をしてください。できれば、入店経路・イトインスペース及びトイレ周辺は非常用電源による照明を備えてください。

(4) 自転車来店者には、駐輪場に看板を設置して安全上必要な事項を啓発してください。盗難防止のための施錠、かごに荷物を放置することの危険性、ひたたくり防止のカバーの装着、傘差し運転の禁止など、自転車来店者には特に必要な事項があるので。

(5) 店舗内外の照明が、県道二百六十六号のドライバーにとって眩しくないように配慮してください。当該県道は、カーブしている坂道であり、路外の照明が車両の運転者の視界に入り、運転に危険を生じるおそれがあるため。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年四月八日から平成二十八年五月八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター